

# 福岡県公報

平成28年1月5日  
第3756号

## 目次

### 告示(第1号-第10号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	4
<b>公 告</b>		
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課)	6
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	6
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	7
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税務課)	8
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障害者福祉課)	8
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保護・援護課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 9

### 選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) ..... 9
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) ..... 9
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ..... 10

## 告 示

### 福岡県告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
八女	県道	富久線 瀬高	前	筑後市大字常用120番1先からみやま市瀬高町本郷2282番1先まで	7.8 ～ 15.5	270.0	うち県道八女瀬高線重用延長138.5メートルおよび県道柳川筑後線重用延長131.5メ

						メートル
		後	筑後市大字常用120番1先からみやまし瀬高町本郷2283番1先まで	8.7 ～ 18.8	275.6	うち県道八女瀬高線重用延長138.5メートルおよび県道柳川筑後線重用延長131.5メートル
		後	筑後市大字常用120番1先からみやまし瀬高町本郷2283番1先まで	7.5 ～ 15.8	281.9	

**福岡県告示第2号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年1月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	富久瀬高線	筑後市大字常用117番6先からみやまし瀬高町本郷2283番1先まで

**福岡県告示第3号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	田主丸黒木線	前	八女市黒木町今1616番4先から八女市黒木町今1619番1先まで	10.7 ～ 27.3	41.5
			後	八女市黒木町今1616番4先から八女市黒木町今1619番1先まで	11.5 ～ 28.3	41.5

**福岡県告示第4号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年1月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸黒木線	八女市黒木町今1616番4先から八女市黒木町今1619番1先まで

**福岡県告示第5号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

## 福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	田主丸 黒 木 線	前	八女市黒木町今1615番16 先から 八女市黒木町今1617番 4 先まで	8.5 ～ 10.5	26.0
			後	八女市黒木町今1615番16 先から 八女市黒木町今1617番 4 先まで	11.0 ～ 16.0	

## 福岡県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年1月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	田主丸 黒 木 線	八女市黒木町今1615番16先から 八女市黒木町今1617番 4先まで

## 福岡県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	甘 木 朝 倉 線 田主丸	前	朝倉市多々連422番先か ら 朝倉市多々連869番 1 先 まで	14.3 ～ 68.5	244.0
			後	朝倉市多々連422番先か ら 朝倉市多々連869番 1 先 まで	14.3 ～ 59.5	

## 福岡県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	鳥 栖 朝 倉 線	前	朝倉市多々連791番先か ら 朝倉市古毛1291番 1 先ま で	6.9 ～ 40.5	187.0
			後	朝倉市多々連791番先か ら 朝倉市古毛1291番 1 先ま で	6.9 ～ 40.5	

## 福岡県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月4日農林水産省告示第1351号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

一般国道263号改築工事（福岡県福岡市早良区重留五丁目地内から同区東入部二丁目地内まで）

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県福岡市早良区重留五丁目、重留六丁目、東入部一丁目、東入部二丁目並びに東入部三丁目地内

(2) 使用の部分

福岡県福岡市早良区東入部三丁目地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、福岡県福岡市早良区重留二丁目地内の市道新村四箇線との交差点南側を起点とし、同区東入部二丁目地内の市道東入部2256号線及び東入部三丁目地内の市道重留2034号線との交差点を終点とする延長828mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道263号改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了及び供用を開始している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道263号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一般国道ではなかった。よって、本件事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。

また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、道路法第17条第1項の規定により、福岡市が管理を行うものである。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線は、福岡県福岡市早良区地内の一般国道202号との接続点を起点とし、福岡市内を南下し、佐賀県との県境である三瀬峠を越えた後、佐賀県佐賀市に入り、同市三瀬村、同市大和町等を経由して一般国道34号及び同国道264号との接

続点を終点とする延長約58kmの幹線道路である。

また、本路線は、福岡都市圏と佐賀県の経済・産業の発展を支援し、沿線の地域振興を支えるとともに、沿線地域住民の通勤及び通学等の日常生活道路として重要な役割を担っている路線である。

そして、本路線のうち、本件区間は、福岡市の南西部に位置し、沿線には店舗、事務所、住家等が連たんしており、地域住民の通勤、通学、買い物等の日常生活に広く利用されている。また、本件区間の南側至近には西鉄バス早良営業所、福岡市立入部小学校等が立地しており、通学路としても利用されていることから、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）の交通量が多い区間である。

さらに、本件区間は、一般国道202号と福岡市南西部の住宅街等を結ぶ重要な地点であることから、自動車交通量が多い区間となっており、平成22年度の道路交通センサスによると、福岡市早良区東入部七丁目地内で19,527台/日となっている。

しかしながら、本件区間は、12箇所の交差点が存するものの、右折車線が設置されていないことから、沿道から出入りする自動車と本路線を通過する自動車交通が輻輳し、自動車の走行速度の低下を招いている。また、車道部の幅員は、7.5mを確保しているものの、自転車歩行者道は現道の東側のみが整備済みであり、西側には未整備区間も存するなど、朝夕の通勤・通学の時間帯を中心に、歩行者等の安全な通行が確保されていないことから危険な状況であり、交通事故発生の危険性が非常に高い区間となっている。

このような状況に対処するため、本件事業が計画されたものであり、現道拡幅を主とした整備を行うことによって、現道の道路用地を最大限に利用し、用地取得の面積を最小限にとどめることとしている。

本件事業の完成により、右折車線が設置されることで自動車の安全かつ円滑な走行が確保されるとともに、自転車歩行者道を整備することで、自動車と歩行者等との通行分離が可能となることから、交通の安全性の確保に大きく寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影

響評価の実施を義務付けられた事業には該当しないが、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者が任意で検討を行った結果、大気質、騒音及び振動の項目について、環境基準を満たすものと予測している。また、起業者は、工事の実施に当たっては、低騒音・低震動型機械を使用する等の対策により、工事期間中における地域住民の生活環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### イ 失われる利益

起業者の文献調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において生息・生育する希少な動物及び植物については、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動物及び植物の生息・育成は確認されていない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存するが、遺跡等が発見された場合には、起業者は、福岡市教育委員会との協議を行った上、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づく2車線道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和49年12月28日付けで都市計画決定し、昭和53年3月18日付けで都市計画変更決定された福岡都市計画道路3・4・46号西新早良線の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、本件区間においては、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されており、幹線道路としての機能が損なわれていること、歩行者等の安全が脅かされている状況にあり、交通事故も発生していること及び福岡市が平成26年6月に策定した「福岡市道路整備アクションプラン2016」において、生活に密着した生活道路における歩車分離や交通安全対策を行う重要な路線として位置付けられていること等から本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を全て充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった一般国道263号改築工事（福岡県福岡市早良区重留五丁目地内から同区東入部二丁目地内まで）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市早良区役所（総務課）及び福岡市早良区役所入部出張所

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社スタンツ

(2) 所在地

福岡市博多区那珂六丁目17番13-701号

(3) 代表者

代表取締役 田川 誠治

2 行政処分の内容

産業廃棄物処分業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成27年12月22日

4 処分の理由

平成27年6月1日に(株)スタンツに対して発出した改善命令について、履行期限である同月19日までに命令内容の履行がなされなかった。また、履行期限後、改善命令を履行するよう2度催告を行ったにも関わらず、処分日に至るまで改善が行われず、改善命令違反状態が継続している。

このことは、法第14条の3第1号の規定に該当し特に情状が重いため、法第14条の3の2第1項第5号に規定する許可取消事由に該当するに至ったもの。

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
ニッパツ九州株式会社	福岡県京都郡苅田町新浜町9番64	平成27年12月16日	平成28年3月31日まで

### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 処分を受けた事業者

##### (1) 名称

アークアンドトヨライン株式会社

##### (2) 所在地

福岡市博多区東那珂一丁目3番2号

##### (3) 代表者

代表取締役 谷本 庄三

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

#### 3 処分の年月日

平成27年12月16日

#### 4 処分の理由

事業者が、平成27年11月9日午後3時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第4号に該当するに至ったため。

### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 処分をした年月日

平成27年12月4日

#### 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社上下水道開発	福岡市博多区竹下1-16-26	阿部 敏彦	平成22年12月1日 福岡県知事許可（般-22） 第71019号

#### 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

##### (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

##### (2) 停止期間

平成27年12月18日から平成28年1月28日までの42日間

## 4 処分の原因となった事実

有限会社上下水道開発は、公共工事において、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。また、本件工事において監理技術者を配置せず、施工体制台帳を作成しなかった。

これらのことは、いずれも同法第28条第1項第2号に該当する。

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県税条例施行規則（昭和30年福岡県規則第18号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成28年1月5日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

福岡県税条例等の一部を改正する条例（平成27年福岡県条例第28号）の制定に伴い必要な事項を定めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定等に伴い当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号及び第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成27年12月25日

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成12年福岡県規則第125号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成28年1月5日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成27年12月25日

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

平成28年1月5日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成27年12月25日

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡新宮町大字上府1269番1、1269番5及び1269番6
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長崎県南島原市西有家町須川280番地2・281番地  
川崎 勝則

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
直方市大字知古1225番1及び1225番5から1225番53まで並びに大字感田3273番1及び3273番8から3273番41まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
宗像市東郷六丁目8番13号  
株式会社木村組  
代表取締役 木村 順子

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月5日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 レガネット東郷

(2) 所在地 宗像市田熊四丁目1141番9 外

- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成27年12月2日現在（広川町については12月7日現在）における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年1月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

82,687

#### 福岡県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成27年12月2日現在（広川町については12月7日現在）における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年1月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

616,792

## 福岡県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成27年12月2日現在（広川町については12月7日現在）における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年1月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,636
北九州市小倉北区	49,781
北九州市小倉南区	57,517
北九州市若松区	23,082
北九州市八幡東区	19,507
北九州市八幡西区	69,693
北九州市戸畑区	16,354
福岡市東区	78,148
福岡市博多区	59,817
福岡市中央区	50,328
福岡市南区	68,181
福岡市城南区	33,294
福岡市早良区	57,021
福岡市西区	53,056
大牟田市	33,488
久留米市	81,723
直方市	15,791
飯塚市・嘉穂郡	39,448
田川市	13,444
柳川市	18,921
八女市・八女郡	23,720
筑後市	13,018
大川市・三潞郡	13,835
行橋市	19,653
中間市	12,196
小郡市・三井郡	19,737
筑紫野市	27,257
春日市	29,331
大野城市	26,040

宗像市	26,129
太宰府市	19,174
古賀市	15,598
福津市	16,190
うきは市	8,487
宮若市・鞍手郡	14,968
嘉麻市	11,332
朝倉市・朝倉郡	23,880
みやま市	10,991
糸島市	26,930
筑紫郡	12,846
糟屋郡	58,637
遠賀郡	26,097
田川郡	22,768
京都郡	15,397
築上郡・豊前市	16,685